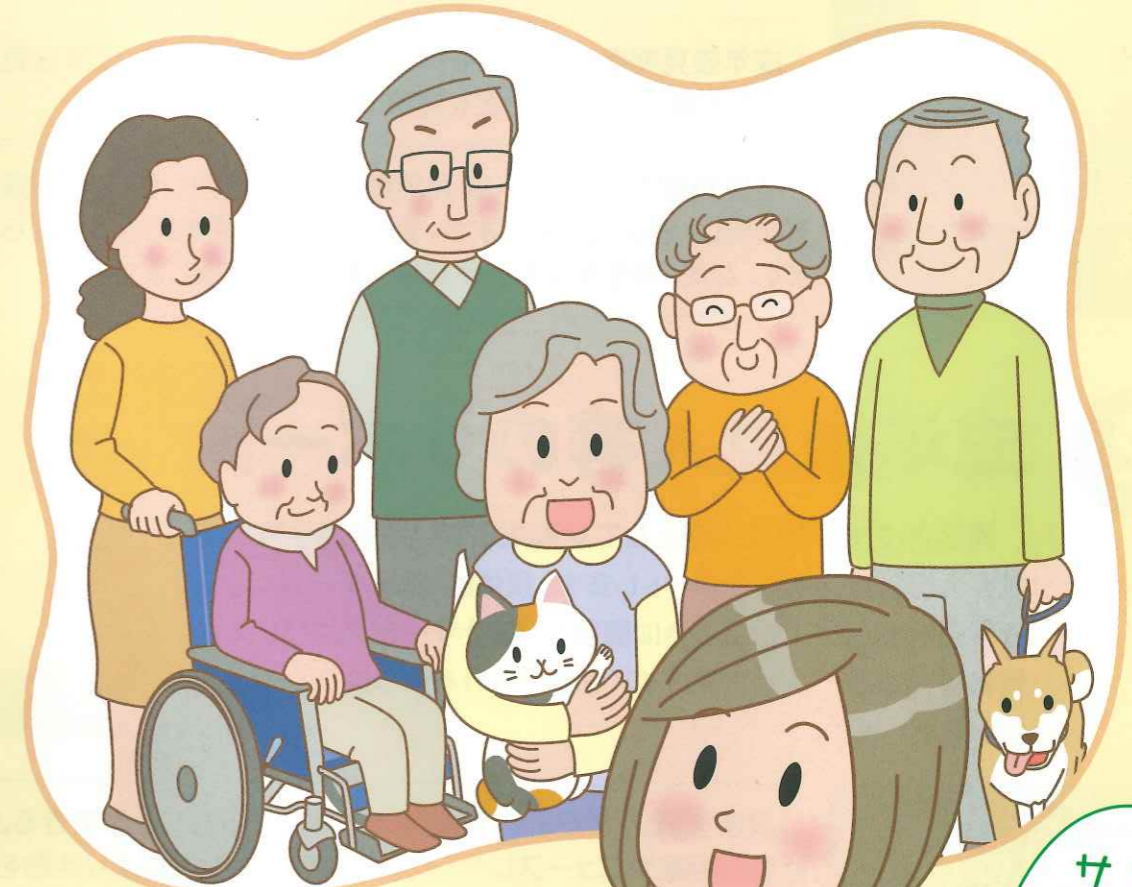


# サポートみなと

みなさまの心配ごとをともに考え、  
住み慣れた地域で安心して、  
自分らしく生活できるよう  
成年後見制度や福祉サービスの利用について  
お手伝いします。



あなたの暮らしを  
サポートします



しゃかいふくしほうじんみなとくしゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人 港区社会福祉協議会

## 成年後見制度の申立て手続き・申立書類の取得に関すること

東京家庭裁判所 千代田区霞が関1-1-2 ☎03-3502-5359  
後見センター ◎申立て手続きは予約制  
◎ホームページ [東京家裁後見サイト](#) で検索

## 後見登記に関すること

東京法務局 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階 ☎03-5213-1360  
後見登録課 ◎ホームページ [成年後見登記](#) で検索

## 成年後見申立て手続き支援や成年後見人等の依頼に関すること

申立て: 申立て手続き支援  
依頼: 成年後見人等の依頼

高齢者・障がい者のための電話相談 **申立て** **依頼** ☎03-3581-9110  
[東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会統一電話相談]

東京弁護士会 (高齢者・障がい者総合支援センターオアシス) ☎03-3581-2201

第一東京弁護士会 (成年後見センターしんらい) ☎03-3595-8575

第二東京弁護士会 (高齢者・障がい者総合支援センターゆとり〜な) ☎03-3581-2250

東京司法書士会 (リーガルサポート東京支部) **申立て** **依頼** ☎03-3353-8191

東京社会福祉士会 (権利擁護センターぱあとなあ東京) **依頼** ☎03-5944-8680

## 任意後見制度・遺言作成に関する相談・手続きに関すること

新橋公証役場 港区新橋1-18-1 航空会館6階 ☎03-3591-4845

芝公証役場 港区西新橋3-19-14 東京建硝ビル5階 ☎03-3434-7986

麻布公証役場 港区麻布十番1-4-5 深尾ビル5階 ☎03-3585-0907

浜松町公証役場 港区芝大門1-4-14 芝栄太楼ビル7階 ☎03-3433-1901

赤坂公証役場 港区赤坂3-9-1 八洲貿易ビル3階 ☎03-3583-3290

各種お問い合わせ先

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 権利擁護推進係  
権利擁護センター

## サポートみなと



〒106-0032  
東京都港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所 2階

☎ 03-6230-0283

FAX: 03-6230-0285

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(土日祝日・年末年始を除く)

交通機関

- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」下車 3番出口 徒歩7分
- 東京メトロ南北線・都営大江戸線「麻布十番駅」下車 7番出口 徒歩10分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」下車 2番出口 徒歩10分
- 港区コミュニティバス(ちいばす)麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」下車



※港区社会福祉協議会は、社会福祉に関する事業・活動を行い地域福祉推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。  
地域住民の福祉推進を図るための公共性と自主性をもった非営利の民間団体です。

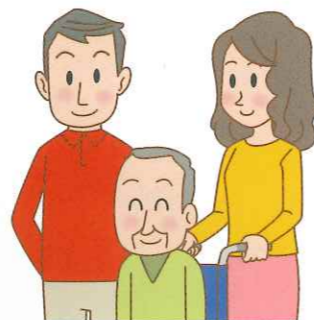
## 1 成年後見制度の相談・利用支援

成年後見制度の利用などについて、個別に事情を伺い、相談をお受けします。また、成年後見制度や申立て手続きの説明などを行い、家庭裁判所への申立ての支援をします。必要に応じて、家庭裁判所や適切な専門機関へおつなぎします。

成年後見人等候補者の推薦	第三者(専門職など)成年後見人等候補者の紹介が必要な場合に、状況などに応じ、適切な成年後見人等候補者を港区が推薦します。
申立て経費の助成	申立て経費を申立人も本人も負担することが困難な場合に港区が助成します。(助成には一定の要件があります)
親族向け後見人講座	成年後見制度の利用を検討している人や、すでに、成年後見人等として活動している人などを対象に講座を開催します。
区民後見人等候補者の養成	社会貢献的な精神で、後見活動にあたる「区民後見人」等候補者を養成し、港区に登録します。受任調整は適性を見極めながら行います。なお、選任後は本会が監督人等として支援します。

## 2 成年後見人等のサポート

港区内で成年後見人等として活動をしている親族や専門職後見人の後見活動をサポートします。具体的には、チームによる権利擁護支援ができるように調整し、福祉サービスについての情報提供や専門的なアドバイスを受けられるよう適切な機関におつなぎします。



親族後見人の支援	親族後見人が安心して後見活動に取り組むことができるよう、活動の相談やニュースレターによる情報提供などにより活動を支援します。
成年後見人等の連絡会	後見活動をしている人を対象として、連絡会を開催し、後見活動に役立つ情報の提供や成年後見人等同士との交流・情報交換の場として、後見活動が円滑に進められるよう支援します。
後見報酬の助成	法定後見制度を利用している成年被後見人等が、第三者(専門職など)成年後見人等の報酬を支払うのが困難な場合に港区が助成します。(助成には一定の要件があります)

## 3 福祉サービス利用援助事業

高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人(自分の意思で「サポートみなと」と契約できる人)を対象に、福祉サービスの情報提供や利用の手続き、日常的な金銭管理、大切な書類などの預かりを行い、地域で安心した生活が送れるよう、お手伝いします。(有料)  
詳しくは、P.14~15をご覧ください。

## 4 弁護士等による福祉専門相談

「サポートみなと」に寄せられたご相談やご要望に応じて、専門的判断が必要と思われるときには、無料で弁護士などによる相談を利用できます。  
詳しくは、P.18をご覧ください。

## 5 普及・啓発活動

成年後見制度の普及・啓発として、講演会や研修会を実施しています。また、町会・自治会・地域団体などからの要望により、成年後見制度の説明(講師派遣)なども行っています。  
お気軽にご相談ください。



## 6 法人後見事業

適切な成年後見人等が得られないなど、本会による法人後見受任が適切と判断される場合に、本会が成年後見人、保佐人、補助人となります。  
本会が成年後見人等候補者となる場合は、対象者の要件などの運用基準に基づき、権利擁護センター運営委員会の意見を踏まえ決定します。

これらの事業に対して寄せられた、不満・苦情は、港区社会福祉協議会の第三者委員を含む苦情受付体制に諮り解決します。また、必要な場合には、東京都社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会に申し出ることもできます。

サポートみなと  
の事業

あなたに合った  
制度・サービスは?

成年後見制度

法定後見制度

任意後見制度

福祉サービス  
利用援助事業

よくある質問

弁護士等による  
福祉専門相談

運営のすすめ

# あなたに合った制度・サービスは？

## お困りごとは何ですか？



家族の判断能力が非常に不安で、銀行から後見人をつけるように言われた。

### これで解決！

#### 成年後見制度 (法定後見)

..... 6～11ページ

- 法定後見開始の申立支援
- 成年後見人等のサポート

**サポートみなと**では申立ての方法や成年後見人等に選任された方の相談を行っています。

悪徳商法にだまされたことがあり、今後も不安だ。



### これで解決！

#### 成年後見制度 (任意後見)

..... 12・13ページ

- 任意後見監督人選任の申立支援
- 任意後見人候補者の推薦

**サポートみなと**では申立ての方法や任意後見人候補者の推薦の相談を行っています。

ひとり暮らしなので、認知症になったときが心配。今後に備えて、いまから関わって欲しい。



詳しくは各ページへ！



## お困りごとは何ですか？

金融機関での払出しや、公共料金等の支払いに同行してほしい。



### これで解決！

#### 福祉サービス利用 援助事業

..... 14・15ページ

- 福祉サービス利用援助
- 日常的金銭管理サービス
- 書類などの預かりサービス

**サポートみなと**と契約し、定期的な訪問などで手続き支援を行います。



区役所から届く郵便物等、手続きが必要なものを手伝ってほしい。

### これで解決！

#### 弁護士等による 福祉専門相談

..... 18ページ

福祉に強い弁護士が丁寧に応じます。

成年後見制度や財産管理などの悩みを法律の専門家に相談したい。



### これで解決！

#### 遺言のすすめ

..... 19ページ

家族がもめないように自分の財産をきちんと配分したい。そのために遺言書をつくりたい。



# 成年後見制度

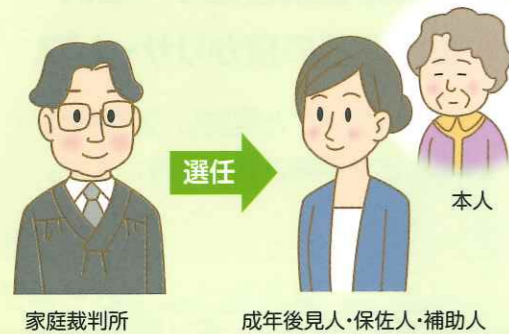
## 法定後見と任意後見の2種類があります

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人を保護・支援するため、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度で、「法定後見」と「任意後見」の2つから成り立っています。

### 法定後見

<すでに判断能力に心配がある人>

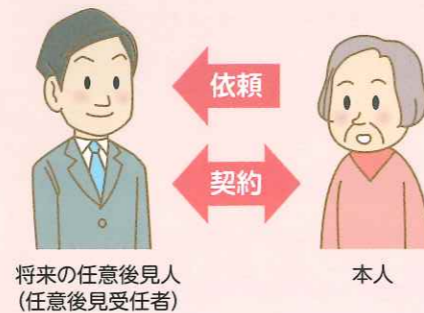
「法定後見」とは、すでに、判断能力が不十分な人を、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援する制度です。



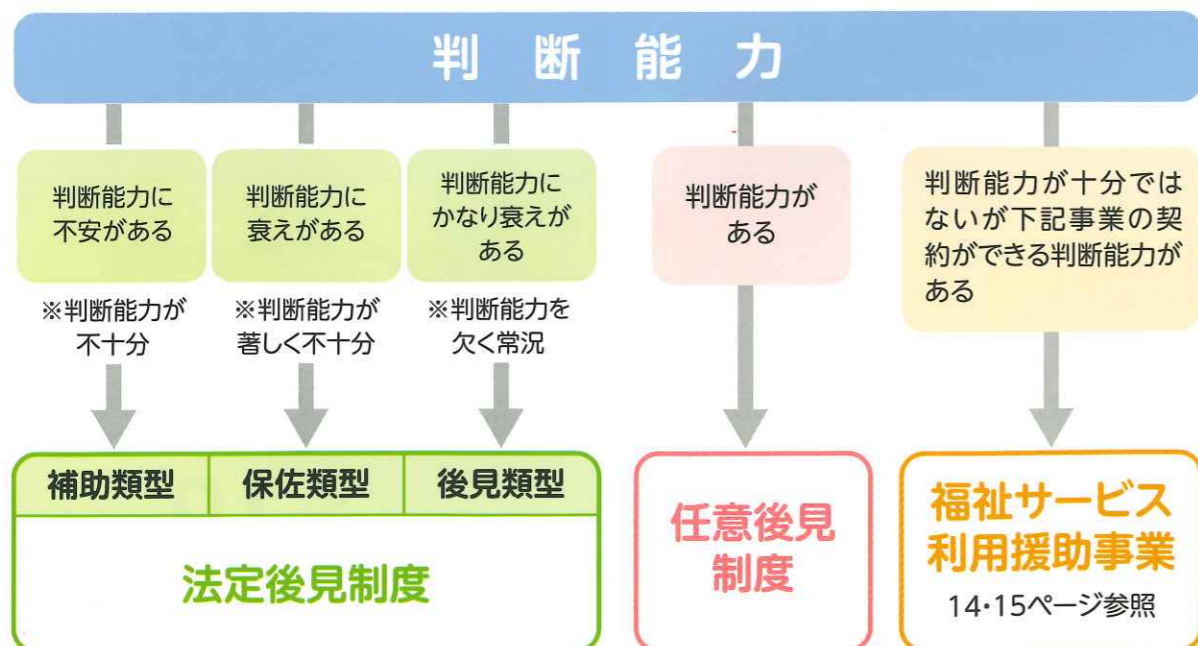
### 任意後見

<将来の不安に備えておきたい人>

「任意後見」とは、将来、判断能力が衰えたときに備えて任意後見人を決め、支援して欲しいことを書面(公正証書)であらかじめ約束しておく制度です。



## 判断能力に応じて3つの制度・事業があります



## 法定後見の種類の違い

判断能力の程度により「補助」、「保佐」、「後見」の3種類があります。

類型		補助	保佐	後見
対象者 (支援を受ける本人)		重要な手続き・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある人	重要な手続き・契約などを、ひとりで決めることが心配な人	多くの手続き・契約などを、ひとりで決めることが難しい人
開始の手続き	申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、区市町村長など		
	申立てについて本人の同意	必要	代理権付与の場合は必要	不要
医師の鑑定 (診断書以外に判断能力を詳しく調べること)		原則として不要	原則として必要	
支援者の 権限の範囲	同意権 取消権 (注1)	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める(重要な法律行為※の一部)	不動産やその他重要な財産に関する権利の取得、喪失を目的とする行為など(重要な法律行為※) (注2)	対象者の法律行為全般(同意権についての規定はない)
	代理権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	財産に関するすべての法律行為

(注1) 日常生活に関する行為(日用品の購入など)を除きます。

(注2) 家庭裁判所の審判により、重要な法律行為※以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

※「重要な法律行為」…民法第13条第1項で定められている次の行為をいいます。

- ① 預貯金を払い戻すこと。金銭を貸し付けること。
- ② 金銭を借りたり、保証人になること。
- ③ 不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること。
- ④ 民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与、和解、仲裁合意をすること。
- ⑥ 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与や遺贈を拒絶したり受けたりすること。
- ⑧ 新築、改築、増築や大修繕をすること。
- ⑨ 民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること。

## 成年後見人等の権限

### 代理権

本人に代わって、契約や支払等を行うこと



### 同意権

本人が結ぶ契約に保佐人・補助人が同意すること



### 取消権

本人に不利益な契約を取り消すこと(ただし、日常生活に関する行為は除く)



## 成年後見人等の役割

### 1 生活・医療・介護・福祉に関わる契約などのお手伝い

本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉に関わる契約などのお手伝いをします。

具体例

- 受診・治療・入院に関する契約締結
- 老人ホームなどの施設入所や介護サービスに関する契約締結
- 介護保険などの制度利用手続き
- 福祉サービスに関する希望の代弁



### 2 財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を安全に管理します。

具体例

- 年金などの収入と公共料金などの支出の管理
- 預貯金の預入れ、払戻し、定期預金の解約など
- 不動産などの財産の管理・保存・処分
- 遺産相続、各種行政上の手続き



#### 役割に含まれないもの<例>

- ① 医療行為の同意をすること
  - ② 保証人や身元引受人になること
  - ③ 食事の世話や実際の介護など
  - ④ 結婚や離婚、養子縁組などの手続きをすること
- (②～③は親族が成年後見人等になっている場合は、「親族」として行うことはできます。)

## 知っておきたいこと

### 法定後見制度の場合

- 申立人と成年後見人等は必ずしも同一の人ではありません。成年後見人等は家庭裁判所が選任します。
- 申立てにかかる費用は、原則申立人が負担し、ケースによっては成年後見人等が就任してから本人の財産から返される場合があります。
- 成年後見の審判は、本人の判断能力が回復し、家庭裁判所が取消の審判を行うか本人が死亡するまで続きます。
- 成年後見人等は家庭裁判所の監督を受け、定期的に報告書を提出する必要があります。親族への報告義務はないため、本人の通帳が見られなくなることもあります。
- 成年後見人等の職務のうち、本人の住んでいる不動産の売却や賃貸借契約の解除などについては家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等の報酬は、後見業務の事務内容や本人の資力などに応じて、家庭裁判所が決め、本人の財産から支払われます。
- 報酬のほかに、事務の遂行に必要な費用(通信費や交通費など)は、本人の財産から支払われます。
- 本人の財産の内容によっては、「後見制度支援信託」や「後見制度支援預貯金」を利用するよう家庭裁判所から促される場合や、専門職後見人等もしくは成年後見監督人等が選任されることがあります。
- 本人の死亡後は、相続人に引き継ぐか家庭裁判所の許可を得た範囲で後見人が対応します。
- 成年後見人等が親族であっても本人の財産を本人以外のために使用すると犯罪になることがあります。

### 任意後見制度の場合

- 任意後見人に支払う報酬額は、契約の中で、本人と任意後見受任者との間で決めます。
- 任意後見監督人の報酬は、後見監督の事務内容や本人の資力などに応じて、家庭裁判所が決め、本人の財産から支払われます。
- 任意後見人には同意権・取消権による支援はありません。
- 任意後見契約の他に見守り契約、財産管理契約、死後の事務委任契約を結ぶ場合、それぞれに費用がかかります。
- 本人の判断能力が低下しているにも関わらず、意図的に任意後見監督人選任申立てを行わず、見守り契約や財産管理契約を継続し、第三者の監督なく不適切な契約や財産の管理を継続することは不適切です。

サポートみなとの事業

あなたに合った制度・サービスは？

成年後見制度

法定後見制度

任意後見制度

福祉サービス利用支援事業

よくある質問

弁護士等による福祉専門相談

遺言のすすめ

判断能力に  
心配がある人を  
法的に支援する  
制度です



## 成年後見制度(法定後見)について

財産管理や介護サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約などの支援を、本人の福祉や生活に配慮しながら本人と一緒に、家庭裁判所に選任された補助人・保佐人・成年後見人が行います。本人の判断能力の程度によって補助・保佐・後見の3種類に分けられており、類型によって成年後見人等に与えられる法的権限の範囲などが異なります。

### ●判断能力の図



※類型の内容は、P.7をご参照ください。

## こんなときに利用できます

### 「財産管理が必要になった時」

判断能力が低下している本人に代わり銀行で預金を払い戻そうとしたところ「成年後見制度を利用するように」といわれた。



### 「障害のある子どもの将来を考え始めた時」

知的障害のある子どもを支援してくれる人をつけておきたい…。



### 「重要な契約行為が発生した時」

不動産などの処分をしなければいけないが、手続きが不安…。



### 「悪質商法などの被害を被った時」

認知症の母親が何度も悪質商法の被害にあっているのを防止したい。



## 法定後見制度の手続きの流れ

法定後見制度を利用する申立てから審判までは、

には、家庭裁判所に対する申立て手続きが必要になります。一般的に2~3ヶ月程度かかります。

### ステップ1

#### 申立て準備

- 本人の判断能力・日常生活・経済状態をできる範囲で把握します。
  - 申立人や成年後見人等の候補者を検討します。
  - 本人情報シートの作成を福祉関係者に依頼します。成年後見制度専用の診断書の作成を医師に依頼します。
- ※申立てに必要な書類などについては、東京家庭裁判所のサイトからダウンロードするか、サポートみごとまでご相談ください。

### ステップ2

#### 申立て

- 申立人が本人の住所地の家庭裁判所に補助/保佐/後見の開始申立てをします。
- ※申立てができる人は本人・配偶者・四親等内の親族、市区町村長などです。

#### 申立てにかかる費用

収入印紙・切手等：約8,000円  
住民票等発行手数料：約1,000円  
診断書料：約1万円

### ステップ3

#### 調査・鑑定・照会

- 【調査】家庭裁判所の職員が申立人や本人、成年後見人候補者と面接します。
- 【鑑定】「保佐」「後見」の申立てをする場合、本人の判断能力の程度について家庭裁判所から医師に鑑定を依頼することがあります。
- 【照会】家庭裁判所が親族に対し、意向を確認することがあります。

#### 鑑定にかかる費用

鑑定費：約3万円~10万円  
※鑑定が省略される場合は、鑑定費用はかかりません。

### ステップ4

#### 審理

- 申立人から提出された書類や医師による鑑定の結果、調査結果などの内容を家庭裁判所が検討します。

#### 成年後見人等の報酬(目安)

### ステップ5

#### 審判

- 家庭裁判所が後見等開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる人を成年後見人等に選任します。
- 審判結果(審判書)が、申立人と本人、成年後見人等に通知されます。通知があつてから2週間の不服申立て期間(即時抗告期間)を経て審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります。

成年後見人等への報酬(月額)……………約2万円~  
成年後見人等監督人への報酬(月額)………成年後見人等の約半額  
※金額は、家庭裁判所が決定します。  
(参照:東京家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」平成25年1月1日)

### ステップ6

#### 開始

- 審判確定後、法務局に成年後見人の登記がされた後、成年後見人等がその権限の範囲において、本人を支援します。
  - 成年後見人等の職務について、家庭裁判所や成年後見監督人等が監督します。
- ※審判内容は戸籍には記載されません。

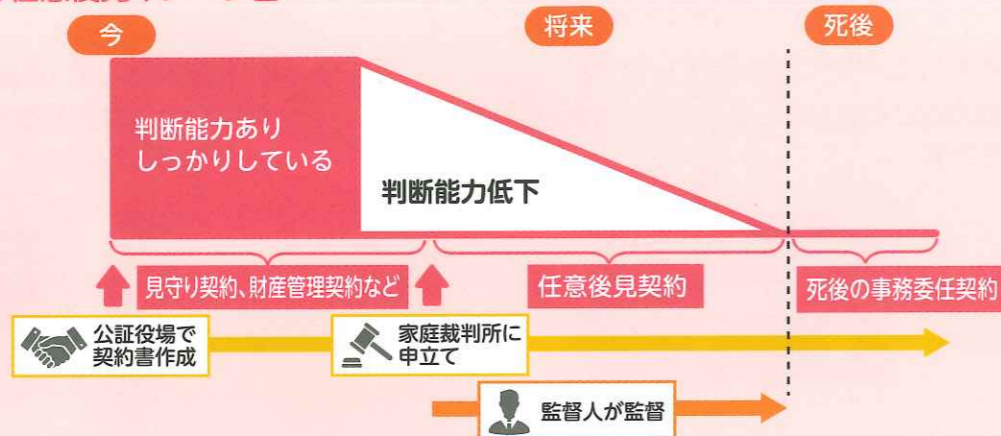
※専門職に書類作成を依頼する場合、別途契約費用が発生します。  
※申立費用などの負担が難しい場合には、法テラスの民事法律扶助を利用できる場合があります。

## 成年後見制度(任意後見)について

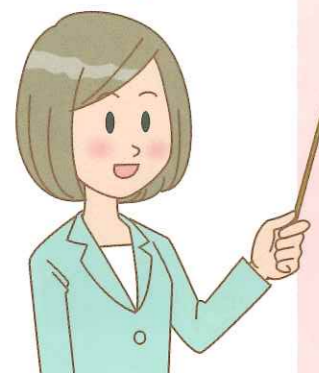
判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人(任意後見受任者)と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。任意後見受任者が親族でない場合など、任意後見契約とは別に、見守り契約などを結び、任意後見の開始の時期を失することがないように配慮した方がよいでしょう。

### ●任意後見イメージ図



契約締結能力がある人が対象です



## こんなときに利用できます

### 「頼みたい人が決まっている時」

将来、認知症になったとき、自分だけでは判断できないことを支援してほしい。

### 「進行性の疾患が判明した時」

初期アルツハイマー型認知症と診断された。病気が進行した後のことを任せる人を決めておきたい。

### 「自分の資産について考え始めた時」

自分が認知症になってしまったあと、自宅の管理をどうすればいいか心配。



## 任意後見制度の手続きの流れ

任意後見制度を利用するには、まず、公証役場で契約をします。判断能力が低下したら、家庭裁判所に対して、任意後見監督人選任の申立て手続きが必要になります。

### ステップ 1

#### どうしたいかを考える

- 将来、判断能力が衰えたときに、どのような生活をしたいのか、そのために、どのような支援を受けたいのか、を考えます。
- 受けたい支援の内容を任せられる人、または法人(任意後見受任者)を探します。

### ステップ 2

#### 任意後見受任者の候補と話をする

- 任意後見受任者の候補に自分の希望を伝え、話し合い、任意後見受任者としての適否・合意事項を確認します。任意後見契約とは別に、見守り契約などを結ぶこともできます。

### ステップ 3

#### 任意後見受任者と契約

- 援助の内容が決まったら本人と任意後見受任者は、公証役場において、その内容について書面(公正証書)により正式に契約を交わします。

### ステップ 4

#### 任意後見監督人選任申立て

- 本人の判断能力低下後、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。  
※申立てができる人は本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者です。

### ステップ 5

#### 調査

- 家庭裁判所が申立て理由、法定後見開始の有無、任意後見人として不適格などの事情がないか調査した後、審理などの手続きを行い、任意後見監督人を選任します。そして、任意後見受任者が任意後見人となります。

### ステップ 6

#### 開始

- 契約内容に基づいて任意後見人が支援します。
- 任意後見人の職務について、家庭裁判所が任意後見監督人を通じて監督します。

### 任意後見契約公正証書の作成にかかる費用

- 任意後見契約公正証書作成料: 約1万円
- 登記嘱託等手数料: 約4,000円
- 住民票等発行手数料: 約1,000円
- ※公正証書作成料は、証書の枚数によって変わります。
- ※別に見守り契約、財産管理契約などを結ぶ場合、別途費用が発生します。
- ※専門職に書類作成を依頼する場合、別途契約費用が発生します。

### 申立てにかかる費用

- 収入印紙・切手等: 約7,000円
- 住民票等発行手数料: 約1,000円
- 診断書料: 約1万円

### 任意後見人等の報酬(目安)

- 任意後見人への報酬(月額).....契約で定めた金額
- 任意後見監督人への報酬(月額).....約1万円~
- ※任意後見監督人への報酬は、家庭裁判所が決定します。(参照:東京家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」平成25年1月1日)

# 福祉サービス利用援助事業

福祉  
大切

サービスの利用について不安のある人や  
な物の保管が心配な人

サポートみなとが  
お手伝いします



## 福祉サービス利用援助事業について

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類などのお預かりを行い、地域で安心した生活が送れるよう、お手伝いします。

### 利用できる人

港区内で在宅生活をされていて、高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人(自分の意思で契約できる人)

### サービス内容 ①を基本に②・③のサービスをご利用いただけます。

※②と③だけの利用はできません。

サービスの種類	サービス内容	利用料
①福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払いの援助、郵便物の確認など	基本料金:1回1時間まで 1,700円 延長料金:30分単位で 800円を加算
②日常的な金銭管理サービス	預貯金などの払戻し・預け入れ、公共料金や家賃などの支払いの援助など	
③書類などの預かりサービス	大切な書類などのお預かり [お預かりできるもの] ●預貯金通帳 ●実印・届出印 ●書類(不動産の登記識別情報、年金証書、保険証書など)	1ヶ月700円

●お預かりできないもの…現金、有価証券、宝石、自宅のカギ、書画、骨董品など  
●サービス提供時に必要な交通費(利用者宅から金融機関などへの往復など)は、利用者負担になります。  
●利用料の減免制度があります。(前年分住民税非課税の人は半額。生活保護受給者は免除)

## こんなときに利用できます

### 「福祉サービスの利用に不安がある時」

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いを手伝ってほしい…。



### 「大切な書類の管理に心配がある時」

通帳や権利証の管理が心配なので預かってほしい…。



### 「日常的な金銭管理を手伝ってほしい時」

体が不自由なので銀行や公共料金などの支払いに代わりに行ってほしい。



### 「書類の手続きに不安がある時」

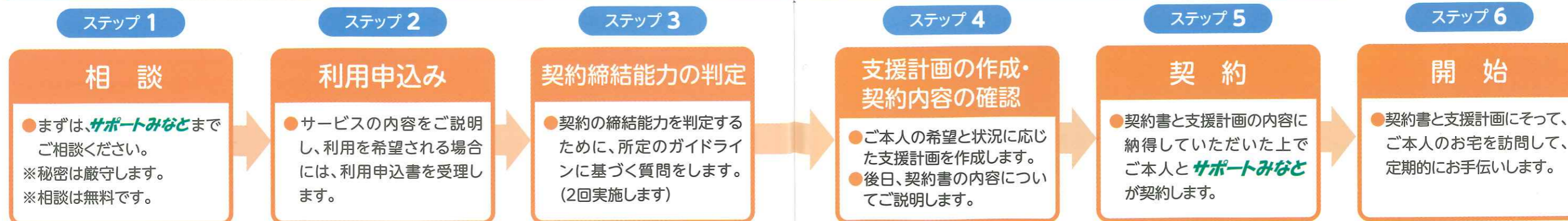
郵便物や手続きに必要な書類を、一緒に確認してほしい。



サポートみなと の「生活支援員」が定期的にご本人のお宅を訪問して、お手伝いします。プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください。

## 福祉サービス利用援助事業の手続きの流れ

相談から契約までに 1~2ヶ月程度かかります。





Q1



成年後見制度の利用を考えています。後見人を第三者(専門職)にお願いしたいと考えていますが、不正にお金が使われてしまわないか心配です。

成年後見制度は家庭裁判所の監督の下に成年後見人等の活動が行われます。(年1回の定期報告が必須です)また、各専門職団体でも成年後見人等の活動内容をチェックし、後見活動が本人のために適切に行われているかを確認しています。

Q2



毎月の生活費で収入(年金など)は使い切ってしまう、貯蓄もありません。このような場合でも成年後見制度を利用できますか?

成年後見制度は、判断能力に衰えがある人の権利を擁護し、保護・支援するための制度です。財産がない場合も利用ができます。家庭裁判所への申立費用や第三者(専門職)成年後見人等の後見活動の報酬について、一定要件のもとで港区が助成する制度があります。

Q3



区民後見人とはどのような人ですか?

区民後見人とは地域の住民が共に地域住民の権利擁護を支えていく仕組みとして、港区が養成(一定の研修など)して、活動する後見人です。本人の状況や養成した区民後見人の適性を見極めながら、受任調整を行います。なお、成年後見人として選任後は、本会が法人後見監督人に就任するなどして区民後見人の日々の活動を確認・サポートします。

Q4



港区社会福祉協議会が行っている法人後見事業を利用できるのはどのような人ですか?

本会が法人後見を受任するにあたっては、港区在住(施設入所者含)で、他に適切な成年後見人等を得られない場合や区長申立てのケースで本会による支援が必要な場合などの要件があります。

また、専門職などの外部委員で構成する本会の「権利擁護センター運営委員会」で検討し、総合的に判断し法人後見人として適当と認められた場合に成年後見人等候補者となります。

Q1



自分のお金のことについて、家族に知られないように利用したいのですが…?

ご本人との契約によりお手伝いするものですので、この事業を利用していることや利用内容について、ご本人の了解なしにはたとえ家族からの要請であっても情報提供することはありません。秘密は厳守します。



Q2



夫婦で暮らしていますが、どちらか1人が契約すれば、2人ともサービスを受けられますか?

この事業は、個人別の契約になるため、おひとりずつ契約します。  
(たとえば、ご本人以外の名義の通帳から払戻しなどのお手伝いはできません。)



Q3



銀行での払戻しのついでに、買い物を依頼することはできますか?

この事業では、買い物・炊事・洗濯・掃除などのお手伝いはできません。



Q4

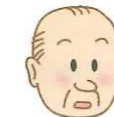


契約締結能力が不十分な場合は、どのようにになりますか?

成年後見制度など他の制度を利用できるよう、情報提供や関係機関との連絡調整などの援助を行います。また、すでにこの事業を利用されている人で、判断能力の低下により、利用意思の確認ができなくなった場合は、原則として成年後見制度を利用できるよう援助した上で解約となります。



Q5



本人に利用意思がない場合は、どのようにになりますか?

この事業は自分の意思で契約ができる人が対象ですので、利用意思がない場合は、契約できません。しかし必要に応じて、ご本人宅に訪問するなど、本人にサービスの内容や必要性について職員から説明します。



サポートみなこの事業

あなたに合った制度・サービスは?

成年後見制度

法定後見制度

任意後見制度

福祉サービス利用援助事業

よくある質問

弁護士等による福祉専門相談

遺言のすすめ

# 弁護士等による福祉専門相談

**サポートみなと**に寄せられたご相談やご要望に応じて、専門的判断が必要と思われるときには、無料で弁護士などによる相談を利用できます。

たとえば…

- \* 成年後見制度の利用やトラブル
- \* 財産管理やそれに伴う今後の生活
- \* 福祉サービスの利用に関するトラブルや疑問
- \* 権利侵害 などについて

相談日

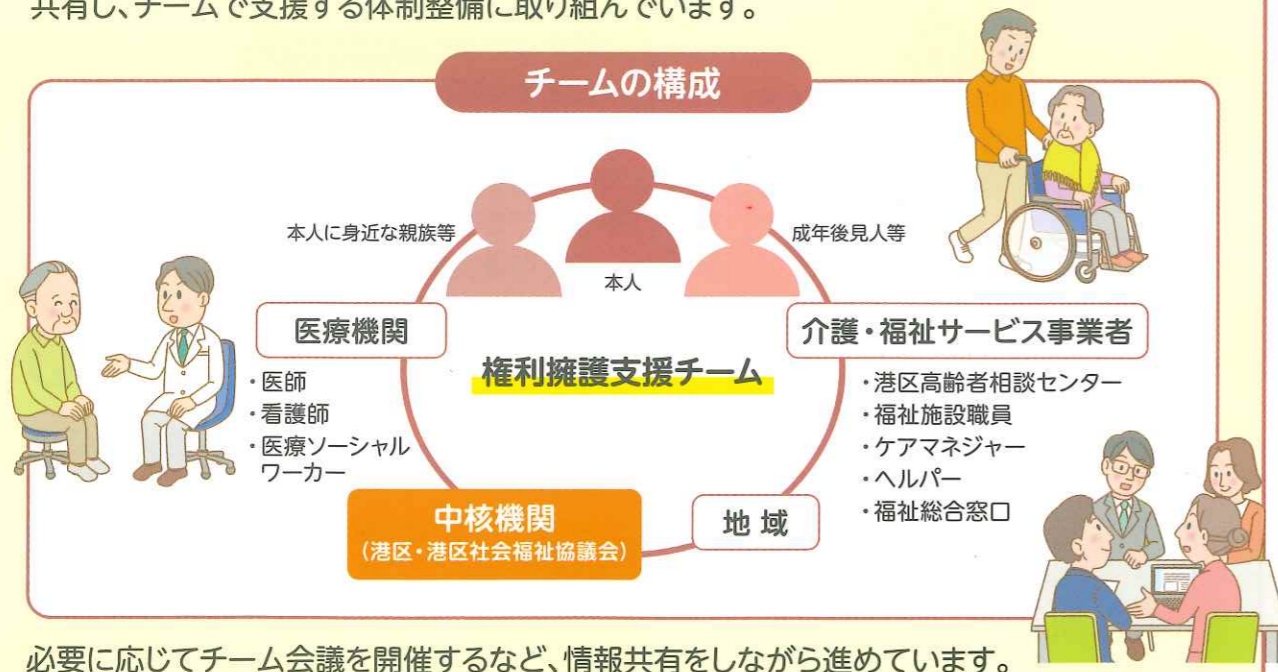
月2回  
 ①午後1時30分～2時20分  
 ②午後2時30分～3時20分  
 ③午後3時30分～4時20分  
 (1人50分程度)

- ※職員による相談は、随時実施しています。
- ※1案件につき1回のみのご利用となります。
- ※電話相談、オンライン相談も可能です。



## コラム 港区の権利擁護支援チームの取組

権利擁護支援が適切に実施されるよう、成年後見人等を含む関係者間で支援方針などを共有し、チームで支援する体制整備に取り組んでいます。



# 遺言のすすめ

財産の承継に関する自分の生前の意思を死後に実現させるための制度です。遺言者が自分の財産をどのようにしたいのかを決めておくことができます。新しい日付の物が有効になるため、撤回や変更は可能です。

## 1 公正証書遺言と自筆証書遺言の違い

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	公証役場にて、公証人の前で口述し、公証人が文章にまとめることにより作成します。	紙に内容の全文を自筆で書き、日付・氏名を書いて捺印することにより作成します。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不備なく作成できます。</li> <li>・紛失や偽造の心配がありません。</li> <li>・自宅などへ公証人による出張も可能です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも作成できます。</li> <li>・費用がかかりません。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用がかかります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不備が生じると、トラブルになる危険性があります。</li> <li>・紛失や偽造・隠匿の危険性があります。</li> <li>・手書きでないものは無効です。</li> </ul>
家庭裁判所による検認 <sup>(※)</sup> の要否	不要	必要(自筆証書遺言書保管制度を利用の場合を除く)

※検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための家庭裁判所における手続きのことです。

## 2 公正証書作成手数料

遺産の額によって変動し、各相続人毎に算定し、それらを合算した額となります。公証人による出張が必要な場合は別途日当や交通費が必要となります。

## 3 公証役場の案内

P.20の各種お問い合わせ先をご参照ください。

## 4 自筆証書遺言書保管制度

遺言書保管所(法務局)で自筆証書遺言書を保管することができます。相続開始後、家庭裁判所による検認が不要であったり、相続人などが遺言書保管所(法務局)において遺言書を閲覧したり、遺言書情報証明書及び遺言書保管事実証明書の交付を受けられるなどのメリットがあります。遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地または本籍地、遺言者の所有する不動産の所在地のいずれかを担当する遺言書保管所(法務局)にお問い合わせください。



サポートみなと事業  
 あなたに合った制度・サービスは？  
 成年後見制度  
 法定後見制度  
 任意後見制度  
 福祉サービス利用援助事業  
 よくある質問  
 弁護士等による福祉専門相談  
 遺言のすすめ